

マネロン等を巡る世界的対策

マネー・ローンダリング って何？ なぜ対策が必要なの？



Q1

A マネー・ローンダリング (money laundering) とは、資金洗浄と訳され、一般的にマネロンと略されます。「麻薬取引・脱税・粉飾決算などの犯罪によって得られた資金について、捜査機関による差押や摘発を逃れるために出処を分からなくさせようとする行為」がマネロンです。

例えば、架空または他人名義の預金口座を利用して、送金を繰り返したり、株式や債券を購入したりするケースがあります。

マネロンは、国内での資金の移転に限らず、海外送金により国を越えて行われることも珍しくありません。グローバル化が進む中で国際的に問題視されています。

1988年12月に「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」が採択され、翌89

年7月にはフランスで行われたサミットにおいて、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force on Money Laundering : FATF) が設立されました。こうした動きを受けて、我が国のマネロン対策は進められてきました。

日頃から取り組み必要がある

マネロンはどこか遠い国の事件のように思われかもしれませんが、国内でも発生しています。自歩車の大切なお客様がマネロンという犯罪行為に巻き込まれる可能性があるため、金融機関は日頃からマネロン対策に取り組む必要があるのです。

POINT

捜査機関による摘発を逃れるために出処を分からなくさせる行為

マネロン等を巡る世界的対策

FATFって何？ どんな取り組みを行い 日本はどう関わるの？



Q3

A FATFは「Financial Action Task Force on Money Laundering」の略称であり、金融活動作業部会と訳されます。各国間の合意によって設立された政府間合会であり、2019年4月時点では日本を含む36カ国・地域およびEC (欧州委員会)・GCC (湾岸協力理事会) が加盟しています。

FATFの目的は、マネロンやテロ資金供与という国際的な問題に対する規制強化を図っていくことです。主な活動は、対策の国際的な基準 (FATF勧告) を策定することや、その基準の遵守状況を参加各国・地域間で相互に監視することなどが挙げられます。

40の勧告を策定・改訂

1990年、FATFは「40

勧告」を策定しました。この勧告は、マネロン対策のために各国が法執行や刑事法制、金融規制の分野で行うべき措置をまとめたものです。その中で「疑わしい取引の届出・遵守」「マネロン・テロ資金供与を防止するためのその他の措置」「FATF勧告を遵守していないかまたは不十分である国にとられる措置」が特に重要です。

その後、40の勧告は96年と03年に改訂されて、現在に至っています。

一方、加盟国は国内での対策整備が求められており、その状況は定期的に審査されます。これを相互審査といっています。

POINT

FATFは政府間合会であり、勧告の策定や相互審査等を実施

マネロン等を巡る世界的対策

テロ資金供与って何？ なぜ対策が 必要なの？



Q2

A テロ資金供与とは、テロ行為の実行に必要な資金をテロリストに提供することをいい、正当な取引を装ってお金の流れを隠す形で行われます。例えばテロ組織へ資金提供するために、一見すると問題のなさそうな海外口座に送金して、さらに送金を繰り返して最終的にテロリストが管理する口座へ届ける手段が見受けられます。

手口としては、マネロンに似ていますが、資金の出処が犯罪による収益に限らないことから、マネロンとは異なる行為といえます。

テロ資金供与罪が追加

国際的なテロ組織によるテロ事件が毎年起こっている中で、国際的な取り締まりの強化が図られています。FATFは、マネロン規

制のために設立されましたが、2001年9月11日の米国同時多発テロ後、臨時合会を開催し、テロ資金供与対策も活動範囲に加える決定がなされました。

こうした動きを受けて、我が国においては02年7月にテロ資金提供処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行により、テロ資金供与罪が追加されました。

我が国においてテロ事件は発生しておりませんが、国際的なテロ事件で多くの邦人が犠牲になっています。こうした事件を防ぐためにも、金融機関においてテロ資金供与に関わる不正取引を未然に防ぐ必要があるのです。

POINT

テロ行為の実行に必要な資金をテロリストに提供することをいう

マネロン等を巡る世界的対策

FATF相互審査って何？ 今年第4次対日相互審査が あると聞いたけど…



Q4

A FATF相互審査とは、定期的に相互審査をいいます。

定期的に行われる加盟国メンバーによる相互審査をいいます。FATF勧告の遵守・履行状況が審査され、「40の勧告への技術的な遵守状況」として40項目が点検されて、成績評価の優・良・可・不可のごとく、C・LC・P・C・NCで評価されます。また、「11項目の有効性の評価」も行われ、良い評価からHE・SE・ME・LEの段階となっています。

評価結果が一定水準を下回ると、「強化されたフォローアップ対象国」あるいは「対抗措置対象国」とされます。このような評価は、マネロン対策が不十分であるとは他国に受け止められ、金融機関の国際金融活動への支障・対外資金決済の遅延などの懸念が生じます。

金融機関にインタビュー

我が国は2008年の第3次対日相互審査において、厳しい審査結果を受けており、相互審査対象国27カ国中で18番目という評価に終わっています。FATF勧告の重要部分である「顧客管理措置」には「NC (不履行)」との評価を受けました。

今年10～11月には第4次対日相互審査を迎えます。来日オンライン審査では、関係官庁および選定された金融機関に対するインタビューが行われます。インタビュー対象の金融機関は、各業態から計十数社が選定される予定です。

POINT

結果が悪いと、国際金融活動への支障・対外資金決済の遅延が懸念